



平成 24 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 p a p e r b o y & c o .
代表者名 代表取締役社長 佐藤 健太郎
(コード番号 : 3633)
問合せ先 取締役
兼経営管理本部長 久保田 文之
TEL (03) 5456-3021

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 20 日開催予定の当社第 10 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社理念を定款に明記することにより、事業活動における当社の基本原則を明らかにするものがあります。
- (2) 当社の業務執行における適正手続を担保するため、取締役会決議事項の事後承認を原則禁止することを明らかにするものであります。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。(下線部分は変更箇所)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 3 月 20 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 24 年 3 月 20 日 (火曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(理念)</u></p> <p><u>第2条 当社は「もっとおもしろくできる」を企業理念と定め、提供するサービス・製品のみならず企業活動そのものをユニークで楽しいものにするを志す。</u></p> <p><u>②当社は「より多くの人に情報発信する喜びを提供する」ことをミッションと定め、インターネットを通じて自己表現やコミュニケーションするための環境を、多くの人に提供することを事業とする。</u></p> <p><u>③当社は次の3つを企業文化形成のための価値観となる「大切にすること」として掲げる。</u></p> <p><u>(1) みんなと仲良くすること</u></p> <p><u>(2) ファンを増やすこと</u></p> <p><u>(3) アウトプットすること</u></p> <p><u>④当社ならびに GMO インターネットグループは、創業の精神として「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</u></p>
第2条～第25条 (条文省略)	第3条～第26条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>(取締役会による事後承認の禁止)</u></p> <p><u>第27条 取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当社の経営に重大な影響を及ぼす場合限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。</u></p> <p><u>③前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。</u></p>
第26条～第44条 (条文省略)	第28条～第46条 (現行どおり)